

公益財団法人世田谷区保健センターコンプライアンス規程

平成24年3月1日

公財世保規程第11号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）における役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための組織体制及び運営方法を定める。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 法令等とは、財団の諸規程、規則、要綱、要領、基本方針及び業務マニュアル、並びに法令をいう。

(2) コンプライアンスとは、法令等の遵守をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当財団の役職員（財団固有職員、世田谷区派遣職員、非常勤職員、臨時職員・顧問・派遣スタッフを含む）の全てに適用する。

第2章 役職員の義務

(役職員の義務)

第4条 役職員は、財団の使命と社会的責任を自覚するとともに、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。

2 役職員は、財団の業務内容について社会に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示を行う等により社会的信頼の確保に努めなければならない。

(役職員の禁止事項)

第5条 役職員は、業務の遂行にあたり、次の各号に該当することをしてはならない。

(1) 自ら法令等に違反すること。（組織の一員として行う場合も含む。）

(2) 他の役職員に対して、法令等に違反する行為を指示すること。

(3) 他の役職員に対して、法令等に違反する行為を教唆すること。

(4) 他の役職員の法令等に違反する行為を黙認すること。

(拒否、適切な措置)

第6条 役職員は、他の役職員・取引先・顧客等から法令等に違反する行為を持ちかけられたときはこれを拒否しなければならない。

第3章 コンプライアンス組織体制

(組織)

第7条 この財団のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

(1) コンプライアンス担当理事

(2) コンプライアンス委員会

(3) コンプライアンス事務局

(コンプライアンス担当理事)

第8条 コンプライアンス担当理事（以下「担当理事」という。）は、常務理事とする。担当理事は、必要に応じ、理事会に対し、この財団のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

2 担当理事は、コンプライアンス全般に係る事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

(1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者

(2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第9条 コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事項について検討、審議する。

(1) コンプライアンスに係る取組みの推進に関すること。

(2) コンプライアンス違反事例についての分析・検討及び再発防止策の策定に関すること。

(3) コンプライアンスに関する教育・研修の計画の策定及び実施に関すること。

(4) その他、コンプライアンスに係る施策の策定、体制の構築及びその推進についての必要な事項に関すること。

(コンプライアンス委員会の構成)

第10条 委員会は、委員長及び事務局長、所長、管理課長、医務課長、専門相談課長、事務局副参事で構成する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は財団外部の有識者を委員に委嘱できるものとする。

3 委員長は、会務を総括する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第11条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 理事会は、必要に応じて委員会の招集を求めることができる。

(コンプライアンス事務局)

第12条 管理課をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス事務局は次の事項を行う。

(1) コンプライアンスに係る取組みの計画及び立案。

(2) コンプライアンスに関する教育・研修の計画の策定及び実施の立案。

(3) コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項を担当理事、委員会に報告する。

第4章 通 報

(通報の義務)

第13条 職員は、他の職員や特定の部門が法令等に違反する行為を行っていることを知ったと

き、または、適切な措置をとらないために法令等に違反する事態を招くおそれが生じた場合は、速やかに通報しなければならない。

(公益通報者)

第13条の2 前条の通報が公益通報者保護法に基づく内容に該当する通報者の取扱いについては、次条以降に規定するほか理事長が別に定める。

(窓口、方法)

第14条 通報・相談の窓口は、委員会の構成員とする。

2 通報は実名による電子メール・電話・書面・面会等を原則とする。

(調査、報告)

第15条 通報された事項に関する事実関係の調査は、委員会が選任した者が行う。調査した結果は、必要に応じ、理事会に報告する。

(措置)

第16条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、財団は、速やかに是正措置および再発防止措置を講じるものとする。

(通報者・相談者の保護)

第17条 財団は、通報者・相談者が通報または相談したことを理由として、通報者・相談者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 財団は、通報者・相談者が通報または相談したことを理由として、通報者・相談者の業務環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、役職員は通報者・相談者に対して不利益取扱いや嫌がらせなどを行ってはならない。

(個人情報等の保護)

第18条 財団および本規程に定める業務に携わる者は、通報者等の承諾その他正当な理由がない限り、通報者の秘密、通報内容および調査で得られた個人に関する情報を開示・漏洩してはならない。

(処分)

第19条 第5条、第17条2項及び第18条の規定に違反した者は、就業規程等に基づき処分を行う。

附 則 (平成24年3月1日規程第11号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日規程第3号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月17日規程第1号)

この規程は、令和元年10月17日から施行する。

附 則 (令和4年5月31日規程第1号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。